

アキレスビニラス



表面抵抗率 $10^{10} \Omega$ (オレンジ実測値)レベルの帯電防止性能と優れた紫外線遮蔽性能を兼ね備えるクリーンルーム対応自己粘着塩化ビニールフィルムです。平滑なガラス表面に貼るだけで帯電防止の紫外線遮蔽ガラスとなります。粘着剤を使用しないので、剥がしたあとも糊による汚染もありません。

▲設計施工、ご使用時の注意

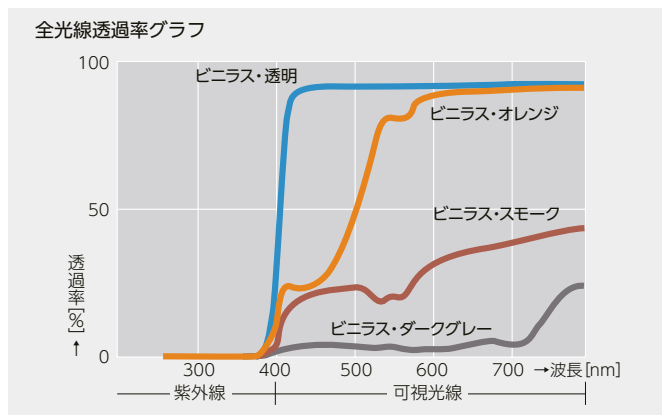
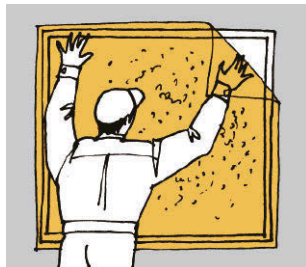
- ①表面が平滑なガラスに貼れます。曇りガラスや型ガラス、曲面には不向きです。
- ②軟質塩化ビニールは他のプラスチックと長時間接触すると可塑剤の移行により表面を汚染する場合があります。プラスチックに貼りたい場合は代理店に適合をご確認ください。
- ③《アキレス ビニラス》は飛散防止フィルムとしてはご使用になれません。

▲注意

- ①直接日光の当たる所では使用しないでください(ガラスが割れる可能性があります)。
- ②熱割れのおそれがありますので、「網入りガラス」には使用しないでください。また、使用場所、ガラスを選定してください。
- ③しっかり貼るために、施工は専門業者にお任せください。
- ④物性、外観は軟質塩化ビニールに準じます。

貼り方

- ①ガラスの大きさより10%程度大きめのビニラスを準備してください。
- ②ガラスをきれいに拭いて、霧吹きなどでガラスの表面に水滴を付け
- ③離型紙からはがしたビニラスを、離型紙側をガラス面に向けて貼ります。
- ④上からプラスチックの板などで中央から端にむけて水と空気をすきだします。
- ⑤ガラスからはみ出した部分をカッターナイフなどでカットします。



在庫規格表

項目	ビニラス
色	透明、オレンジ、スモーク、ダークグレー
厚さ [mm]	0.2
幅 [cm]	100
巻数 [m]	10
防火性	—

👉 Pick up Word

●移行 [Migration]

プラスチックが他の物質と接触したとき、可塑剤などの配合剤が相手物質に拡散、浸透してゆく現象。(⇒ブリード)

●酸素指数 [Oxygen Index]

物質の継続的燃焼性を評価する指標。一般に、継続的に燃焼するために大気中の酸素濃度(21%)より濃い濃度の酸素が必要な場合、その物質は燃えにくいと評価できる。[関連規格: ASTM D2863、JIS K7201]

●自己消火性 [Self-extinguishness]

炎に接している間は燃えるが、火元を取り除くと延焼せずに自然消火する性質。

●帯電圧減衰時間 [Static decay time]

材料の電荷拡散性の指標。米軍 MIL 規格では正負とも5000Vの印荷電圧が50Vに減衰(99%減衰)するのに2秒以下と定められている。[関連規格 MIL B81705]

●帯電防止 [Anti-static]

一般に、導電性(表面抵抗率 $10^5 \Omega/\square$ 以下)、静電気拡散性=ESD(同 $10^5 \sim 10^9 \Omega/\square$)に対して、表面抵抗率 $10^9 \sim 10^{12} \Omega/\square$ レベルを指す。

●(公財)日本防災協会 [Japan Fire Retardant Association]

総務大臣が指定する確認機関として、消防庁の監督のもと防火性能試験、防火ラベル交付、防火に関する技術向上や広報活動を行う。同協会が交付する防火ラベルは、消防庁長官によって「登録表示者」として登録を受けた者に限られている。

●防火性能試験登録番号

消防法施行令第4条の3に定める試験方法により(公財)日本防災協会が法に定める基準に適合する防火性能をもつと認める防火物品を登録する番号。

●消防法施行令第4条

消防法施行令第4条では防火管理者の責務を定めており、第8条が定める防火対象物(高層建築、地下街、学校、病院、劇場、旅館、百貨店など)において使用するカーテン、布製ブラインド、じゅうたん、工事用シート等の防火対象物品とその防火性能について、残炎時間、残じん時間、炭化面積、炭化長および接炎回数の基準を定めている。

●体積固有抵抗率 [Specific Volume Resistivity]

材料固有の電気絶縁性を示し、単位体積(1cm角立方体を想定)の相対する面に電圧を加えた時の電気抵抗を表す($\Omega \cdot \text{cm}$)。

●防火 [Flame resistance]

「防火」という言葉に厳密な定義はないが、「耐火」や「不燃」を、直接火災を受けても物質の性質が変化せず、煙やガスを生じないものに使うのに対して、木材や布、プラスチックなど本来可燃性の材料に何らかの処理をして燃えにくくしたものや、火元があると燃え続けるが火元を取り去ると自然鎮火する自己消火性をもつものについて言う場合が多い。

●防火ラベル

消防法施行令に従って審査に合格した防火製品に対して(公財)日本防災協会が交付するもの。防火ラベルを製品に貼付することの出来るのは、消防庁長官により「登録表示者」として登録認定を受けた者に限られている。